

府立学校に係る部活動の段階的緩和について

令和2年6月12日
京都府教育委員会

現在、部活動については、全ての府立学校において、条件付きでの活動を可能としていますが、京都府の緩和基準に基づく段階的緩和を受け、府立学校に係る部活動について、下記のとおり対応することとします。

記

1 部活動の段階的緩和について

- (1) 6月19日（金）より、新たな行動様式に基づく感染防止策（飛沫感染や接触感染のリスク回避）を徹底した上で、通常の活動を再開する。
- (2) 対外的活動（練習試合や合同練習など複数校が集まる活動、校外での活動等）を認めるが、段階を踏まえて実施する。
- (3) 感染者判明時の追跡に必要なため、自校の参加者（生徒、教職員等）について、次の内容が把握できる書類を各校で保管する。
 - ・参加者の連絡先が把握できるもの
 - ・参加者の体温や体調の状況が把握できるもの
 - ・参加者の行動歴（移動経路や利用交通手段等）が把握できるもの

2 対外的活動の段階について

【6月19日（金）～ 7月9日（木）】

- 参加者数は100名以下とするが、自校を含め2校程度から始め、密集を回避した上で段階的に増やすこと。
- 集団を分けて参加させる等、必要最小限の参加者数とすること。
- 自校及び近隣の通学圏内での活動から始め、段階的に府内全域での活動へと移行すること。
- 他府県の学校との交流は禁止する。
- 宿泊を伴う活動は禁止する。

【7月10日（金）～ 7月31日（金）】

- 参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。
- 原則、近畿圏内での活動を認める。ただし、当該地域の感染状況に留意すること。
- 原則、近畿圏内の学校との交流を認める。ただし、当該地域の感染状況に留意すること。
- 宿泊を伴う活動は禁止する。

【8月1日（土）～】

- 近畿圏外での活動も認める。
- 近畿圏外の学校との交流も認める。
- 宿泊を伴う活動を認める。

3 府内市町（組合）立学校への対応その他

府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、府立学校の対応を周知する。

4 その他

今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

担当	特別支援教育課（特別支援学校に関すること） 高校教育課（文化部活動に関すること） 保健体育課（運動部活動に関すること）	075-414-5834 075-414-5846 075-414-5861
----	---	--

【参考】部活動緩和のスケジュール

① 通常の活動を認める ※飛沫感染・接触感染のリスク回避を徹底すること

② 対外的活動(練習試合や合同練習など複数校が集まる活動、校外での活動等)を認める ※以下の段階を踏まえること

段階	6月19日(金)～7月9日(木)	7月10日(金)～7月31日(金)	8月1日(土)～
参加者数	参加者数は100名以下とするが、自校を含め2校程度から始め、密集を回避した上で段階的に増やすこと。 集団を分けて参加させる等、必要最小限の参加者数とする。	参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。	
活動場所	自校及び近隣の通学圏での活動から始め、段階的に府内全域での活動へと移行すること。	原則、近畿圏内での活動を認める。ただし、当該地域の感染状況に留意すること。	近畿圏外での活動も認める。
他府県交流	他府県の学校との交流は禁止する。	原則、近畿圏内の学校との交流を認める。ただし、当該地域の感染状況に留意すること。	近畿圏外の学校との交流も認める。
宿泊	宿泊を伴う活動は禁止する。		宿泊を伴う活動を認める。

③ 感染者判明時の追跡に必要なため、自校の参加者(生徒、教職員等)について、次の内容が把握できる書類を各校で保管する

- ・参加者の連絡先が把握できるもの
- ・参加者の体温や体調が把握できるもの
- ・参加者の行動歴(移動経路や利用交通手段等)が把握できるもの